

指定介護老人福祉施設重要事項説明書
特別養護老人ホーム 厚別栄和荘

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第0170500268号)

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
7. 身元引受人	8
8. 緊急時の対応	9
9. 苦情の受付について	9
10. 個人情報の利用目的	10
11. 委員会、マニュアル等	11

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人栄和会
(2) 法人所在地 札幌市厚別区厚別南5丁目1-10
(3) 電話番号 011-896-5010
(4) 代表者 理事長 藤井 和子
(5) 設立年月日 平成 5年 8月 5日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年 4月 1日指定
指定 第0170500268号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム厚別栄和荘
- (4) 施設の所在地 札幌市厚別区厚別山本750-6
- (5) 電話番号 011-896-2565
- (6) 管理者 瀬戸 雅嗣
- (7) 運営方法 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを方針とします。
- (8) 開設年月日 平成 7年 4月 1日
- (9) 入所定員 104名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望にそえない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	25室	タンス、収納ケース、洗面台
2人部屋	9室	タンス、収納ケース、洗面台
3人部屋	3室	タンス、収納ケース、洗面台
4人部屋	17室	タンス、収納ケース、洗面台
食堂	4室	各階にあります。
機能訓練室	2室	平行棒、訓練マット、作業台他
浴室	3室	一般浴槽、介助浴槽、座位式特殊浴槽、臥床式特殊浴槽

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

※居室の変更、ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員
1. 管理者	1
2. 生活相談員	3
3. 介護職員	57
4. 看護職員	5
5. 機能訓練指導員	2
6. 医師	1 (嘱託)
7. 管理栄養士	1
8. 介護支援専門員	2

※介護老人福祉施設104人+短期入所生活介護16人=120人に対する配置状況。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火・木曜日 13:30~15:30
2. 生活相談員	9:00~17:30 3名
3. 介護支援専門員	9:00~17:30 2名
4. 介護職員	標準的職員配置人員 日勤9:00~18:00 半日勤 9:00~12:00 早出7:30~16:30 非常勤 9:00~15:00 遅出12:00~21:00 夜勤20:45~7:45 57名
5. 看護職員	標準的職員配置状況 9:00~17:30 5名
6. 機能訓練指導員	9:00~17:30 2名

☆ 土日祝日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き9割、8割、7割いずれかで介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・当施設では、栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食 7:45~ 8:25
昼食 12:00~12:40
おやつ 15:00~
夕食 17:45~18:45

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行ないます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行ないます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記金額のサービス利用料金、及び各加算の料金は、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（単位数に14.0%）を乗じ、その後地域加算（1点を10,14円）で計算しております。算定要件により介護職員等処遇改善加算Ⅰは、介護職員等処遇改善加算Ⅱ（単位数に13.6%）か介護職員等処遇改善加算Ⅲ（単位数に11.3%）か介護職員等処遇改善加算Ⅳ（単位数に9.0%）に変更となる場合があります。

③ <基本利用料>

ご契約者の要介護度と対象単位数	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	589	単位	659	単位	732	単位	802	単位	871	単位
サービス利用に係る自己負担が1割負担の方	681	円	762	円	846	円	927	円	1007	円
サービス利用に係る自己負担が2割負担の方	1362	円	1524	円	1692	円	1854	円	2014	円
サービス利用に係る自己負担が3割負担の方	2043	円	2285	円	2538	円	2781	円	3021	円
居室に係る自己負担額（居住費）	多床室 915 円		個室 1,231 円							
食事に係る自己負担額（食費）	1,445 円									

<加算利用料> ※料金欄の上段が1割負担の方、中段が2割負担の方、下段が3割負担の方の料金です

加算項目	単位数	料金	算定要件
個別機能訓練加算Ⅰ	12 単位	14 円 28 円 42 円	入所定員に対して、100名毎に1名の機能訓練指導員を配置されている。
看護体制加算Ⅰ	4 単位	5 円 9 円 14 円	常勤看護職員が1名以上配置されている。
看護体制加算Ⅱ	8 単位	9 円 18 円 28 円	定員25名に対して1名以上の看護職員が配置されている場合には看護体制加算Ⅰに追加する
夜間職員配置加算	13 単位	15 円 30 円 45 円	夜勤帯時間に最低基準を1名上回る職員が配置されている
日常生活継続支援加算Ⅰ	36 単位	42 円 83 円 125 円	① 入所者のうち要介護4・5の方が70%以上又は日常生活認知症自立度Ⅲ以上の方が65%以上 ② 入所者6名に対して1名以上の介護福祉士を配置 上記の①・②の両方を満たすことで算定
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位	58 円 116 円 173 円	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、既往歴等の基本的な情報を厚生労働省に提出されている。

※『日常生活継続支援加算』が算定要件を満たさない場合には、『サービス提供加算Ⅰ』（1割負担の方は12単位、2割負担の方は24単位、3割負担の方は36単位）に変更となります。

- ☆ 料金につきましては、1日分で計算しておりますので、利用日数分で計算した場合には、端数の関係上、多少誤差が生じる場合がございますので、ご了承願います。
- ☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ☆ 介護サービスに係る費用（居室と食事に係る費用を除く）について、介護保険利用者負担額減額・免除認定を受けている場合には、介護費用に認定証に記載している給付率を乗じた額を介護費用から引いた額とします。

《その他の加算》

- ① **入院・外泊時加算** ご利用者が、入院又は外泊をされた場合に6日を限度としてお支払いいただく利用料金は下記のとおりです。（1日あたり）

対象単位数	246 単位
自己負担額（1割負担の方）	284 円
自己負担額（2割負担の方）	569 円
自己負担額（3割負担の方）	853 円

- ② **初期加算** 入所日から30日間及び病院又は診療所に30日を越え入院後に、再入所した場合にお支払いいただく利用料金は下記のとおりです。（1日あたり）

自己負担額（1割負担の方）	35 円
自己負担額（2割負担の方）	69 円
自己負担額（3割負担の方）	104 円

- ③ **安全対策体制** 施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている中で、ご利用いただく事で、入居時に1回限りお支払いいただく利用料金は下記の通りです。

対象単位数	20 単位
自己負担額（1割負担の方）	23 円
自己負担額（2割負担の方）	46 円
自己負担額（3割負担の方）	69 円

- ④ **療養食加算** 医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食（糖尿病食、腎臓病食、胃潰瘍食など）を提供した場合にお支払いいただく利用料金は下記のとおりです。（1食あたりで1日3回を限度に算定）

対象単位数	6 単位
自己負担額（1割負担の方）	7 円
自己負担額（2割負担の方）	14 円
自己負担額（3割負担の方）	21 円

- ⑤ **経口維持加算** 著しい摂食機能障害があり誤嚥が認められる方に対して、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が行なわれた場合にお支払いいただく利用料金は下記のとおりです。(1月あたり)

自己負担額 (1割負担の方)	462 円
自己負担額 (2割負担の方)	925 円
自己負担額 (3割負担の方)	1,387 円

⑥ **褥瘡マネジメント加算 I**

ア) **入所者全員に対する要件**

入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を提出。

イ) **ア) の評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件**

- ・ 関連職種の方が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成
- ・ 褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施
- ・ ア) の評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直す

対象単位数	3 単位
自己負担額 (1割負担の方)	3 円
自己負担額 (2割負担の方)	7 円
自己負担額 (3割負担の方)	10 円

⑦ **個別機能訓練加算 II**

個別機能訓練加算 I の計画書の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、ケアの向上につなげる事で、お支払いいただく利用料金は下記の通りです。

対象単位数(1カ月の単位数)	20 単位
自己負担額 (1割負担の方)	23 円
自己負担額 (2割負担の方)	46 円
自己負担額 (3割負担の方)	69 円

- ⑦ **排泄支援加算Ⅰ** 排泄に介護を要する利用者（※1）のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できる（※2）と医師、または適宜医師と連携した看護師（※3）が判断し、利用者もそれを希望する場合、多職種が排泄にかかる各種ガイドライン等を参考として、

- ・排泄に介護を要する原因等についての分析
- ・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う。

（※1）要介護認定調査の「排尿」または「排便」が「一部介助」または「全介助」である場合等。

（※2）要介護認定調査の「排尿」または「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、または「一部介助」から「見守り等」以上に改善することを目安とする。

（※3）看護師が判断する場合は、当該判断について事前又は事後の医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、事前の医師への相談を要する

対象単位数(1カ月の単位数)	10 単位
自己負担額 (1割負担の方)	12 円
自己負担額 (2割負担の方)	23 円
自己負担額 (3割負担の方)	35 円

⑧ **生活機能向上連携加算Ⅱ**

- ・入所者が日々の暮らしの中の様々な行為を可能な限り自立して行うことができるよう、入所者の意向を踏まえたうえで外部の理学療法士等と連携して個別機能訓練計画書の作成、実施、評価を行う事で、算定されます。

対象単位数	100 単位
自己負担額 (1割負担の方)	116 円
自己負担額 (2割負担の方)	231 円
自己負担額 (3割負担の方)	347 円

⑨ **再入所時栄養連携加算**

- ・介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合に、1回に限り算定できること。

- ・栄養マネジメント加算を算定していること。

対象単位数	400 単位
自己負担額 (1割負担の方)	462 円
自己負担額 (2割負担の方)	925 円
自己負担額 (3割負担の方)	1,387 円

⑩ 協力医療機関連携加算

- ・協力医療機関と現病歴等の情報共有の会議を行うと共に下記を体制をとることで算定されます。*令和7年4月1日からは50単位となる。

- 1 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 2 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

対象単位数 (月)	100 単位
自己負担額 (1割負担の方)	116 円
自己負担額 (2割負担の方)	231 円
自己負担額 (3割負担の方)	347 円

⑪ 自立支援促進加算

- ・入居者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から医師の関与の下、機能訓練、介護等を介護等を行う取り組みで、定期的に医学的評価、計画を行うことで算定されます。

対象単位数(1カ月)	300 単位
自己負担額 (1割負担の方)	347 円
自己負担額 (2割負担の方)	694 円
自己負担額 (3割負担の方)	1,040 円

⑫ ADL維持等加算 I・II

- ・ADL維持等加算とは、入所者の心身機能の重度化を防止し、機能を維持できているかを評価することで算定されます。利用料金は下記の通りです。

ADL維持等加算分類	ADL維持等加算 I	ADL維持等加算 II
対象単位数	30 単位	60 単位
自己負担額 (1割負担の方)	35 円	69 円
自己負担額 (2割負担の方)	69 円	139 円
自己負担額 (3割負担の方)	104 円	208 円

⑬ 退所時情報提供加算 (1回限り)

- ・医療機関へ退所の運びとなった際に、その医療機関に、入居者様の同意を得て、心身の状況、生活歴の情報を提供する事で算定されます。利用料金は下記の通りです。

対象単位数(退所時のみ)	250 単位
自己負担額 (1割負担の方)	289 円
自己負担額 (2割負担の方)	578 円
自己負担額 (3割負担の方)	867 円

⑭ 退所時栄養情報連携加算（月に1回限り）

- ・厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、医療機関へ入院の運びとなった際に、その医療機関に、栄養に関する情報を提供する事で算定されます。利用料金は下記の通りです。

対象単位数(退所時のみ)	70 単位
自己負担額（1割負担の方）	81 円
自己負担額（2割負担の方）	162 円
自己負担額（3割負担の方）	243 円

- ⑮ 看取り介護加算Ⅰ 下記施設基準により、施設にて看取り介護を実施した際には①～③の加算が発生いたします。

<ul style="list-style-type: none"> ・常勤看護師1名以上配置し、施設又は病院等の看護職員との連携による24時間の連絡体制を確保。 ・看取り指針を定め、入所の際に本人・家族に説明し同意を得ていること。 ・看取りに関する職員研修を実施。 ・利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合 ・本人や家族等の同意を得て、介護計画を作成。 ・医師、看護師、介護職員等が共同し、利用者の状態を、随時、本人や家族に説明し、同意を得て介護を実施。 	① 死亡日45日前～ 31日前	72単位/日 83円/日(1割) 166円/日(2割) 250円/日(3割)
	② 死亡日30日前～ 4日前	144単位/日 166円/日(1割) 333円/日(2割) 499円/日(3割)
	③ 死亡日の 前々日、前日	680単位/日 786円/日(1割) 1,572円/日(2割) 2,358円/日(3割)
	④ 死亡日	1,280単位/日 1,479円/日(1割) 2,959円/日(2割) 4,439円/日(3割)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の金額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当と認められる費用については実費負担をいただきます。

オムツ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

② 所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合などに、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係わる料金（介護保険から給付される金額と自己負担額の合計額）をお支払いいただきます。

ご利用者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合も同様に介護保険から給付される金額と自己負担額の合計額をお支払いいただきます。

⑤ 残置物処分費用

ご利用者様が退所される際に国が定める家電リサイクル法に該当する家電を処分する場合には、法定費用をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)。

- | |
|--|
| ア. 窓口での現金支払い |
| イ. 下記指定口座への振込み
北洋銀行 すすきの支店 普通預金 0732204
口座名義人 特別養護老人ホーム厚別栄和荘 施設長 瀬戸 雅嗣 |
| ウ. 指定口座からの引き落とし |

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます(但し、下記協力医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません)。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 札幌平岡病院
所在地	札幌市清田区平岡2条1丁目15-20
診療科	内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 札幌歯科口腔外科クリニック
所在地	札幌市厚別区厚別中央1条6丁目3-1

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- | |
|---|
| ① 事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。 |
| ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。 |
| ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。 |
| ④ ご利用者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)。 |
| ⑤ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい)。 |

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ ご利用者が入院された場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

☆ご利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヵ月以内の退院の場合

3ヵ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、満室の場合は、施設内の短期入所生活介護等をご利用いただくことがありません。

② 3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

3ヵ月を超える入院が必要な場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
- 居宅介護支援事業者の紹介。
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引受人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引受人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご利用者または残置物引受人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をします。
- (3) 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 苦情の受け付けについて

(1) 当施設における苦情の受付

① 苦情受付担当者

藤本 達也 (副施設長)

杉村 順大

浅利 真人

館山 芳永

山本 優里

② 苦情解決責任者

瀬戸 雅嗣 (施設長)

③ 第三者委員

林 恭裕 (社会福祉法人栄和会監事)

北広島市西の里東4丁目3-14

電話090-3890-1365

奥田 龍人 (NPO 法人シーズネット理事長)

札幌市手稲区前田2条11丁目10-1

電話090-7053-5234

④ 苦情解決の方法

1) 苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお第三者委員に直接苦情をいうこともできます。

2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員はその内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは次により行ないます。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 行政機関その他苦情受付機関

札幌市厚別区役所 保健福祉課	所在地：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 電話番号：011-895-2400 受付時間：9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：011-231-5161 受付時間：9:00～17:00
北海道福祉サービス運営適正化委員会 福祉サービス苦情解決委員会	所在地：札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号：011-204-6310 受付時間：9:00～17:00

※その他お住まいの市区町村介護保険担当窓口でも受付しております。

10. 第三者評価の受審について

特別養護老人ホームは、第三者評価未実施となっております。

11. 個人情報の利用目的

社会福祉法人栄和会 特別養護老人ホーム厚別栄和荘では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を次のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. [特別養護老人ホーム内での利用目的]

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

2. [他の事業所等への情報提供を伴う利用目的]

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見、助言をもとめる場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【1. 2. 以外の利用目的】

1. [当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ①当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
 - ・当施設において行われる学生等実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

2. [他の事業所等への情報提供に係る利用目的]

- ②当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機構への情報提供

12. 委員会、マニュアル等

(1) 委員会

- 褥創予防委員会
- 安全対策委員会
- 権利擁護・虐待防止委員会
- グループケア検討委員会
- 入居検討委員会
- 身体的拘束適正化検討委員会
- 感染症・食中毒防止委員会
- 個別ケア委員会
- 苦情解決委員会

(2) マニュアル

- 医療対応マニュアル
- 徘徊者対応マニュアル
- 災害時対応マニュアル
- 服薬介助マニュアル
- 入浴介助マニュアル
- 摂食・嚥下障害ケアマニュアル
- 救急患者発生対応マニュアル
- 褥創予防マニュアル
- 身体拘束禁止マニュアル
- 排泄マニュアル
- 認知症介護マニュアル

(3) その他

- 処務規定
- 防火管理規定
- 看護師不在時のガイドライン
- 感染予防
- ターミナルケアに関する指針
- 事故発生防止のための指針
- 身体拘束等の適正化の指針
- 個人情報に対する基本方針
- 看護師への連絡ガイドライン
- 応急手当
- 褥創予防対策のための指針
- 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための指針
- 自然災害発生時における業務継続計画（BCP）
- 権利擁護・虐待防止に関する指針